

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和6年3月定例会	
議案番号 議案名	議案第54号 令和5年度松戸市一般会計補正予算(第8回)
議員名・会派名等	まつどみらい(大橋博、石塚裕、柿沼光利、田中睦生、岡本優子)
賛否態度	賛成
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>ただいま、総務財務常任委員長よりご報告のありました、議案第54号松戸市一般会計補正予算(第8回)につきまして、委員長の報告のとおり、会派を代表して賛成の立場から討論をいたします。</p> <p>賛成の理由、主な事業を賛成の立場から以下4点述べさせていただきます。</p> <p>◆1点目、総務費公務関係事業については、訴訟事件の増加に伴い、弁護士に対する委託料を令和5年度当初予算595万円から570万9,000円を補正するといったものです。我が会派は「件数」ではなく「額」についてポイントを置き、審査に挑みました。今年度中に訴えの提起を予定している事件の着手金、「議案第100号 訴えの提起について」において、着手金が250万円になる見込みということ、また、当初予算の積算について、本市では、旧日弁連弁護士報酬基準(※)を実務上の参考としており、行政訴訟における日弁連の着手金基準で計上していることがよく理解できました。</p> <p>市が対応する訴訟を大きく2つに分けると、例えば金銭での賠償を請求するような民事事件と、行政処分の取消を請求するようないわゆる行政事件があります。</p> <p>いずれにせよ、訴訟で得ようとする、又は得た経済的利益を基に算定するので、民事事件は、請求金額の大小が訴訟事件委託料に直接の影響があり、額の大きいものから小さいものまであり、提訴されてみないと分からないということになります。例えば、100万円の賠償を請求する場合の着手金は、<math>100万円 \times 8\% = 8万円</math>(※)。ですが、着手金の最低額は10万円なので、10万円となるわけです。</p> <p>一方で、行政事件は、請求金額がない場合は算定不能となり、経済的利益が800万円として扱われてしまうことから、それだけで訴訟事件委託料が高額になってしまいます。そうなりますと、着手金は、<math>800万円 \times 5\% + 9万円 = 49万円</math>(※)という計算になります。</p> <p>以上のことから、訴訟の種類や請求金額によって、1件当たりの訴訟事件委託料は大きく異なり、また、市は訴状が届いて初めて提訴されたことが分かることから、必要な予算額の予測は難しく、当初予算の積算については、行政訴訟における日弁連の着手金基準49万円×10件、または11件程度で計上していることを理解し、納得することができました。</p>

◆続きまして、賛成の理由 2 点目、市庁舎管理事業についてです。

本館 1 階バリアフリートイレ内のユニバーサルシートの設置については、車イスでの転回や介助者が同行した際の利用も想定し、現状の水回り等の設備を再利用、維持しながら、授乳室側の壁を壊し、現状床面積の約 5.5 平方メートルから約 9 平方メートルの約 1.6 倍に拡張する十分なスペースを確保した上で、横倒しタイプのユニバーサルシートを設置し、さらに室内照明を LED 化にするとのご答弁でした。

授乳室の臭気(におい)や、授乳室の壁の上部が空いていたので、プライバシーの観点から壁の封鎖など、どうにかできないかと会派として要望をしていたので、合わせて改善をしてくださるとのことでした。早速のご対応、ありがとうございます。

来庁者の方々の利用しやすい環境整備を引き続きよろしくお願ひします。

◆賛成の理由 3 点目は、還付金および返還金のうち、保育施設の不正受給返還金の内容と今後について、市がしっかりと調査をしていく姿勢が伺えたことです。

令和 3 年度に市内保育施設において発生した不正受給のうち、令和 4 年度に額が確定した分については、既に返還をしていましたが、国・県との協議のため、額が確定していなかった分を国に 403 万 1,035 円、県に 165 万 5,602 円、合わせて 568 万 6,637 円を要求するものでした。

今後については、当該法人に支給した運営費と補助金について、国・県との協議の上、平成 29 年度から令和 2 年度分まで、さかのぼり、調査を実施する予定とのことでした。

まだ全ての調査が終わるまで時間を要してしまい、職員の皆様には業務が増え、ご苦勞をおかけしますが、引き続きどうぞよろしくお願ひします。

◆最後に市民税賦課業務 定額減税システム回収費についてです。本補正予算のシステム改修費 2 千 6 百 40 万円は、国の閣議決定でありながらも国から補填がないということで、一般財源から全額を捻出という組み立てでありました。システム改修費だけではなく、事務費や人件費など自治体に新たな経費が発生する場合は、全額国の負担とすることを会派としても求めており、全国市長会からも要望が出ておりました。

追加の答弁にありましたように、「定額減税に係るシステム改修費についても、定額減税しきれない方への調整給付に係る事業に付随するものであれば、交付対象経費として認められる。」と、国発出の Q&A(R6.2.21 版)より、できることがわかりました。

「定額減税しきれない方への調整給付に係る事務費の定義」としては、給付の実施に係るものであれば、自由度高く活用ができるとのことです。例えば、コールセンター業務に係る外部委託費用、郵送料、事務用品費、通信料、広告費用等に活用できるそうです。

本市は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の対象事業としてエントリーをしているとのこともわかり、交付金として国の補填がつきそうです。まずは財政面でひとつの課題はクリアできたものと安堵することができました。

しかしながら、懸念も解消できたわけではございません。4万円の定額減税は7万円の給付金と、基準日が違うので減税と給付のどちらも受け取れる人と、受け取れない人が出てくるのが2月20日の衆議院財務金融委員会で明らかになっております。本システム改修により、受け取れる人と受け取れない人が出てこないような改修がおこなえるのかといった疑問は生じたままです。

さらには、DVを受けてシェルターに避難しているケースについてです。一例になりますが、例えば、令和5年度の住民税均等割が非課税世帯の場合、夫は低所得給付を受けることができますが、避難している妻は受け取れるのでしょうか。子ども加算はどちらにもつくのでしょうか。この世帯が、住民税課税世帯なら夫は定額減税対象となりますが、避難している妻はどうなるのか、給付は受けられるのでしょうか。など、さまざまな背景が考えられます。

本システム改修のみで、すべて把握できるとは考えにくく、結局、事務負担が増えてしまうだけなのかと不安が残っておりますが、事業の詳細につきましては、私たちは国会議員ではなく、市議会議員ですから、市議会の議案の範疇において、これから行なわれる予算審査特別委員会に委ねてまいりたいと考えております。

以上、主な事業につきまして賛成の理由を述べさせていただきました。

総務財務常任委員会に際し、執行部の皆様におかれましては真摯なご対応をありがとうございました。これにて、会派を代表して「原案のとおり賛成」の、私の討論を終わります。皆様の満場のご賛同をどうぞよろしくお願い致します。